

**令和 7 年度食農体験講座企画運営業務
企画提案競技実施要領**

1 目的

この要領は、令和 7 年度食農体験講座企画運営業務委託に関する企画提案競技の実施について、必要な事項を定めるものである。

2 業務の内容

- (1) 業務名 令和 7 年度食農体験講座企画運営業務
- (2) 仕様書 別添仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和 8 年 3 月 23 日（月）まで
- (4) 委託料 5,072 千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
※委託料には、委託業務に係るすべての経費を含む。

3 参加資格及び方法

- (1) 企画提案競技に参加できる者

次に掲げる条件を全て満たすこと。

- ア 青森県内に本店、支店又は営業所等を有する事業者であること。
- イ 事業目的の達成及び事業の遂行に必要な経営基盤を有し、組織運営のための定款、規約等が定められており、事業の実施を見込める団体であること。
- ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- エ 参加表明書の提出期限の日から契約締結までの間に、国及び地方自治体の指名停止の措置を受けていないこと。
- オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けているものを除く。）でないこと。
- カ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- キ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又はその構成員のいずれにも該当せず、かつこれらの利益になる活動をそれと知りながら行う者でもないこと。
- ク 国税、本社所在地の都道府県税及び市町村税（複数に支店等を有する場合は、支店等所在地の県税及び市町村税を含む。）を滞納している者でないこと。

- (2) 参加方法

別紙様式「『令和 7 年度食農体験講座企画運営業務』企画提案競技参加表明書」により、令和 7 年 5 月 23 日（金）17 時まで（必着）に提出すること。

なお、郵送、電子メール、いずれの場合も到着確認を行うこと。

4 企画提案書等の提出について

下記について令和7年5月30日（金）17時まで（必着）に下記に記載する資料を各7部提出すること（持参又は郵送）。

（1）会社概要

応募者の概要が分かる資料（既存のもので可）

（2）企画提案書

ア 仕上りをA4サイズとする。様式は任意で、縦使い・横使いは問わない。

イ 記載が必要な項目は以下のとおりとする。

（ア）本業務を実施する場合の社内体制及びスタッフの配置

（イ）小中学生を対象とした食農体験講座運営の留意点

- ・農業漁業体験及び調理講座が事故なく効果的に実施できるよう気を付けること、工夫する点等を記載すること。

（イ）大人を対象とした食農体験講座企画の例示

- ・テーマ（例：地産地消、食文化の継承等）を設定し、農業漁業体験及び講話又は調理講座の実施案（参加者の募集方法、実施時期、実施場所、講座内容、情報発信の方法、その他独自の取組等）を記載すること。

（ウ）業務実施スケジュール

（エ）過去5年間に受託した類似業務実績

（オ）その他、提案者が必要と考える内容

（3）経費見積額

経費の積算内容がわかるように内訳を記載すること。

5 審査について

（1）審査方法

企画提案競技は書面審査とし、下記の点を総合的に審査の上、決定する。

ア 業務への理解度

イ 業務実施体制

ウ 小中学生を対象とした食農体験講座の運営における安全性の確保及び工夫点

エ 大人を対象とした食農体験講座企画例の内容及び実現性

オ 業務スケジュール

カ 業務実績

（2）審査結果の通知

ア 企画提案競技の結果については参加者に速やかに通知する。

イ 審査内容に関する問合せや審査結果についての異議申立は受け付けない。

6 質問事項について

企画提案競技に関する質問は、令和7年5月16日（金）17時までにメールで受け

付け、令和7年5月20日（火）までに質問者と企画提案競技参加表明者全員に回答する。

7 スケジュール

5月16日（金）	質問受付期限
5月20日（火）	質問に対する回答
5月23日（金）	参加表明書提出期限
5月30日（金）	企画提案書提出期限
6月 2日（月）	書面審査
～3日（火）	
6月 5日（木）	審査結果通知
6月中旬以降	委託候補先との打合せ、契約締結

8 その他

- （1）提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、企画提案書を提出することができない。
- （2）企画提案は、1者につき1点とする。
- （3）企画提案競技への参加に係る一切の費用は参加者が負担することとし、企画書等の提案資料は返却しない。
- （4）企画提案書の差替え、再提出及び記載内容の変更は、原則として認めない。

9 問合せ・企画提案書等提出先

〒030-8570 青森市長島一丁目1-1
青森県農林水産部食ブランド・流通推進課 企画調整グループ
TEL：017-734-9354
FAX：017-734-8086
メール：brand@pref.aomori.lg.jp

別紙

【送信先】
食ブランド・流通推進課 企画調整グループ
メール brand@pref.aomori.lg.jp

令和7年度食農体験講座企画運営業務
企画提案競技 参加表明書

令和 年 月 日

青森県農林水産部食ブランド・流通推進課長 殿

住 所
名 称
代表者名

令和7年度食農体験講座企画運営業務委託の内容を了承し、企画提案競技に参加します。

また、当該企画提案競技への参加に当たり令和7年度食農体験講座企画運営業務企画提案競技実施要領「3 参加資格及び方法（1）企画提案競技に参加できる者」の要件を満たしていることを申し立てます。

担当者氏名：
連絡先 電 話：
F A X：
E-mail：